

2024年12月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

2024年12月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり医療情報取得加算を算定します。

区分	点数
初診	1 点
再診 (3か月に 1 回)	

<一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

医療法人法人会奈良小南病院 院長 野浦素

令和年月 6 月

後発医薬品使用体制加算に関する掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。
現在、全国的に後発医薬品を含む多くの医薬品の供給不足が続いていますが、
当院では、医薬品の供給不足が生じた場合、速やかに適切に治療計画の見直しを行う体制を整えています。

そのため、医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合がありますが、その時は事前に患者様には十分説明をさせていただきますので、ご理解とご協力頂きますようよろしくお願いします。

なお、不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。



医療法人 宝山会

奈良小南病院